

1. 川崎市緑化指針（以下、「緑化指針」という。）の概要

（1）目的

住宅や事業所の周辺環境などの諸条件に応じ、地域性を反映した個性的で付加価値の高い緑を保全・創出・育成する計画及び設計並びにこれらに基づく適切な施工及び維持管理を推進するとともに、全市的な緑の水準の向上に寄与すること

（2）位置づけ

「川崎市緑の基本計画」、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政が住宅地・事業所・公共公益施設などの設置に伴う緑の保全・創出・育成にあたり必要な具体的・技術的なガイドライン

（3）これまでの経過

平成 8年 4月 共同住宅や事業所、公共公益施設の建設時に敷地内の緑化や公園等の整備についての技術基準として策定

平成12年12月 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の制定に伴い改正

平成16年 1月 「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の制定に伴い改正

（4）構成

<総論編>…市域緑化の基本的な考え方等の緑化方針

<計画・設計編><施工編><維持管理編>…計画・設計、施工、維持管理の各段階における技術基準

2. 緑化指針一部改正に向けた背景

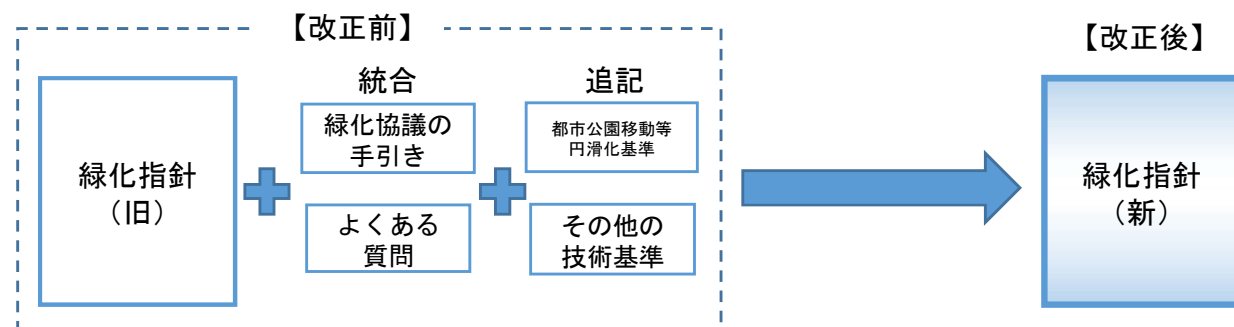
緑化指針に基づき、共同住宅の建築時等における事業者への緑化協議等を行っている一方で、都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や、環境配慮（外来種への対応、照明のLED化等）に関する内容が記載されていないため、緑化指針への追記が必要となっています。

また、緑化指針の他に協議の手引き等があり、複数の図書を確認しなければならない状況となっていることから、手引き等の統合が必要となっています。

3. 緑化指針一部改正の主旨

（1）技術基準の統合・追記

- ・緑化協議における基準の解説や必要な手続き等を示した「緑化協議の手引き」の内容、ホームページで公表している「緑化協議よくある質問」の内容等、緑化指針以外の手引き等を、緑化指針に統合
- ・都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）や環境配慮に関する内容を追記



（2）必要な手続きや指導内容の明確化

- ・緑化協議及び公園協議の際に必要な手続きの明確化
- ・説明用イラストの追加・更新→指導内容の明確化

4. 緑化指針一部改正の概要

（1）全体構成の再編

<計画・設計編>のうち、「VI 緑の量的水準」及び「VII 提供公園・緑地の配置等の留意事項」の内容を見直し、<緑化協議編>、<公園協議編>へ再編します。

緑化指針の構成 新旧対照表

改正後	改正前
<総論編>	<総論編>
<計画・設計編>	<計画・設計編>
<緑化協議編>	
<公園協議編>	
<施工編>	<施工編>
<維持管理編>	<維持管理編>

（2）主な改正内容

<緑化協議編>

- ・緑化指針以外の技術基準の内容を追記（緑化協議の手引き掲載内容、臨海部における緑化指導基準、よくある質問等）
- ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）及び農地の営農環境に対する取扱基準で定める樹木等の植栽を行わない旨を明記
- ・説明用のイラストを追加・更新

<公園協議編>

- ・事前相談から公園施設の引継ぎまでに必要な手続き等を明記
- ・川崎市都市公園条例で定める都市公園移動等円滑化基準（バリアフリー基準）を追記
- ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）及び農地の営農環境に対する取扱基準で定める樹木等の植栽を行わない旨を明記
- ・提供緑地の設置基準の内容を追記
- ・説明用のイラストを追加・更新

5. 今後のスケジュール

令和3年	11月26日～	パブリックコメント実施（30日間）
	12月25日	
令和4年	2月	まちづくり委員会（パブリックコメント結果報告）
		緑化指針 一部改正
	4月	緑化指針 施行